

令和 2 年度第 2 回関東支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和 3 年 3 月 2 3 日 (火) 東日本高速道路(株) 関東支社会議室	
開催方式	Web 会議	
委員	石原正貴 (弁護士) 笠井修 (中央大学法科大学院教授) 石田哲也 (東京大学大学院教授) 手塚広一郎 (日本大学教授) 田村雅紀 (工学院大学教授) 栃木敏明 (弁護士)	
審議対象期間	令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 2 年 9 月 30 日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考)
一般競争	1 件	
条件付一般競争	1 件	
拡大型指名競争	1 件	
随意契約	1 件	
調査等	1 件	
物品・役務	1 件	
	意見・質問	
委員会からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<b>I. 入札・契約手続きの運用状況等の報告</b>	
<p>「工事等契約状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見等なし</li> </ul> <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見等なし</li> </ul> <p>「競争参加資格取消・保留の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見等なし</li> </ul> <p>「一次苦情・一次説明の処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見等なし</li> </ul>	
<b>II. 入札審査等の結果報告及び審議</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見等なし</li> </ul>	
<b>III. 抽出事案の審議</b>	
<b>(1) 一般競争入札方式</b>	
<b>【東京外環自動車道 京葉ジャンクションGランプ工事】</b>	
<p>① 低入札価格調査基準価格を下回った場合に技術提案部分の技術評価点を減点する理由は。</p> <p>② 施工体制評価点については、機械的に減点するのではなく調査基準価格を下回った場合の金額レンジに応じた配点にするなど柔軟な対応ができるのではないか。</p>	<p>① 低入札価格調査基準価格を下回った者の施工体制によっては、提案内容の実現性に少なからず影響があると考えられるため施工体制評価点の獲得率に応じ減点しているものである。</p> <p>② 施工体制確認の評価は、ダンピング受注による手抜き工事、下請業者へのしわ寄せなどの防止を目的に国土交通省が導入した制度を参考に当社においても同様の方針のもと実施しているところでありますが、ご指摘の点については、今後、必要な検証を進めて参りたい。</p>

意見・質問	回 答
<p>③ 本件事案における技術評価と価格評価の配点は標準的なものと解してよいか。</p> <p>④ 技術提案を求める評価項目数は2項目が標準的なのか。</p>	<p>③ 本件工事は技術的工夫の余地が大きく、かつ、低入札価格調査の対象となることが多い工種であることから、総合評価落札方式のタイプを技術提案評価型、施工体制確認型併用として調達手続きを行ったもので、配点は標準的なものである。</p> <p>④ 評価項目数は2項目又は1項目を標準としている。</p>
<p><b>(2) 条件付一般競争入札方式</b>  <b>【首都圏中央連絡自動車道 川島～常総間舗装補修工事】</b></p>	
<p>① 本件は事案1と同様、低入札価格調査基準価格を下回っているが、施工体制確認前に評価した技術資料等に関する技術評価点を減点しない理由は。</p> <p>② 電子入札システムにより低入調査を実施する旨の通知がされているが、この段階で低入調査の対象者が分かるものなのか。</p>	<p>① 本件は事案1と異なり企業の工事実績等に基づき評価する工事実績評価型であり施工体制によって影響が生じるものではないことから減点の対象としていない。</p> <p>② 入札執行を保留する旨の通知であり、この段階で対象者名は公表していない。</p>
<p><b>(3) 拡大型指名競争入札方式</b>  <b>【東北自動車道 矢板北スマートIC 舗装工事】</b></p>	
<p>① 本件は、77者に指名を行ったものの入札に参加した者が2者と少ない状況であるが、これはスマートICという工事の特殊性によるものなのか何か想定される要因等があればお聞かせ願いたい。</p> <p>② 発注規模が大きければ拡大型指名競争入札方式を採用しなかったという理解になるのか。</p>	<p>① 工事自体に特殊性はないが、狭隘部での施工であるとか発注規模により入札参加者が少なかったものと推測している。</p> <p>② 関東支社管内におけるスマートIC工事の入札不調の実績等を踏まえ本件入札方式を採用したものである。</p>

意見・質問	回 答
<p>③ 入札不調となる恐れが強ければ強いほど一般競争入札方式を採用した方が入札不調のリスク回避できるのではないか。</p> <p>④ 昨今の1者応札という状況を踏まえれば、地域要件を設定することなく母数を増やすようなことも考えるべきではないか。</p>	<p>③ 本件は公募を併用した指名競争入札方式であり、指名を受けていない者でも競争参加資格要件を満たしていれば競争参加を認めるもので、予めお声掛けすることで、不調対策として効果があるものと考えている。</p> <p>④ 過去の調達手続きにおいて、200者程度に指名を行った実績もありますが、指名業者数に応じて競争参加者が増える傾向にはない状況である。</p>
<p><b>(4) 随意契約</b>  <b>【バイオマスガス化発電プラント設備工事】</b></p>	
<p>① 契約制限価格の算定にあたり、特許権の価格はどのように算定したか。</p> <p>② 契約制限価格の算定にあたり、共同で特許権を持っていることについて考慮したか。</p> <p>③ 那須プラントを撤去して、新たなプラントを設置する内容であるが、既存の那須プラントに設備を追加する対応は不可能だったのか。</p> <p>④ 那須プラントの工事と比較して、今回の契約金額は妥当性だったのか。</p>	<p>① 特許出願中で、まだ価格は決めていない。</p> <p>② 契約制限価格の算定にあたり、入札前価格交渉を採用し、契約制限価格には、工事に係る金額全てを含んでいる。また、特許は、ネクスコと鉄建建設(株)共同出願しているので、使用の制約はない。</p> <p>③ 那須プラントは老朽化が進んでおり、抜本的な改修が必要であること。より効率的な運用をするためには大幅な改造が必要となるため、改修ではなく新造と判断した。</p> <p>④ 那須プラントの工事と比較して、コスト的に安くなっており、妥当性があると判断している。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>(5) 調査等</b>  <b>【長野自動車道 五常橋耐震補強検討業務】</b></p>	
<p>① 基本契約を締結した者は必ず個別契約を締結しなければならないのか。</p>	<p>① 基本契約締結後、特定された技術提案及び基本契約条件書の内容を踏まえ、個別契約の締結に必要な仕様や条件等について交渉を行うこととなるが、仮に契約交渉が不成立となったときには個別契約の締結には至らない。また、この場合は基本契約を解除することとなる。</p>
<p><b>(6) 物品・役務</b>  <b>【令和元年度 ファイルサーバーシステム機器等調達】</b></p>	
<p>① 現行の契約者はどこか。</p> <p>② 入札金額が契約制限価格よりかなり安い が、契約制限価格の設定方法・経緯について教えていただきたい。</p> <p>③ 工事の場合、調査基準価格を大きく下回っていると施工の品質に疑問が生じるが、本件ではそのような疑問・不安はなかったのか。</p> <p>④ 契約制限価格の設定にあたり、どこの会社の見積書を採用したか。</p>	<p>① 日立キャピタル（株）である。</p> <p>② 契約制限価格は、入札前価格交渉で仕様書の確認を行い、適正に見積られていることを確認したので、それをもって契約制限価格を設定した。入札額については、競争の結果である。</p> <p>③ 本件は、物品の調達であり、製品の性能、仕様を満足しているので問題ない。</p> <p>④ 東京センチュリー（株）の最終見積書をもとに契約制限価格を設定した。</p>

意見・質問	回 答
<b>Ⅲ. 審議結果の報告</b>	
<p>① 抽出事案①及び③に関連し、入札価格が調査基準価格を下回った場合には施工体制評価点が10点から4点に減点され、更に技術提案評価型においては提案部分の技術評価点も減点するものとなっています。いずれも機械的に減点する仕組みですが、提案部分の減点に関しては、入札公告上、「設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められなかった場合」とされており、必ずしも機械的に減点する必要性はないと考えられます。品確法を踏まえた仕組みであるものと理解していますが、一方で安価で質の良い技術の採用機会が失われるのではないかと懸念しているところです。難しい問題と認識していますが技術評価点を機械的に減点するのではなく、調査基準価格を下回った場合の金額レンジに応じ段階的に低減するなど弾力的な運用について検討いただきたい。</p> <p>また、入札価格が調査基準価格を下回った場合の技術評価点の減点が提案部分まで及ぶもの、及ばないものとあり、少し分かりにくいことから、この点について次回委員会までにご説明をお願いしたい。</p> <p>② 抽出事案③については、指名基準を満たす者が100者以上と多数であったことから地域要件を設定し、その結果、77者に対して指名通知を行ったものですが、拡大型指名競争入札は、依然として入札参加者が少ないといった状況が散見されております。</p> <p>事務の合理化の観点から地域要件を加える必要性については理解していますが、やはり、昨今の1者応札等の状況は適正な競</p>	

意見・質問	回 答
<p>争環境を確保する観点からも回避すべきと考えられ、地域要件を設定しなければ入札参加者が増えるとは限りませんが、より多くの入札参加者が得られるよう地域要件の設定の在り方についてご検討をお願いしたい。</p>	